

京都府公立大学法人教職員兼業規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号）第14条第2項の規定に基づき、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員の兼業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「兼業」とは、報酬の有無にかかわらず、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 商業、工業、金融業等利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、会社法上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企業」という。）の役員、顧問若しくは評議員の職若しくはその事業の職を兼ねること（以下「営利企業の役員兼業」という。）。
- (2) 教職員が自己の名義で営利企業を経営すること（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。）。
- (3) 営利企業の事業に関与する職を兼ねること（以下「営利企業の兼業」という。）。
- (4) 医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益法人及びその他法律に規定する法人の役員の職又はその事業の職を兼ねること。
- (5) 公立学校若しくは私立学校、専修学校、各種学校、放送大学学園等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること。
- (6) 国又は地方公共団体に重要事項を調査・審議するために設置されている審議会等の委員等の非常勤の職又はこれらに準ずる非常勤の職を兼ねること。
- (7) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人又は国若しくは地方公共団体の行政機関の職（国立大学法人、大学共同利用機関法人又公立大学法人により設置された大学又は大学共同利用機関の職を含み、前号の規定に該当する職を除く。）を兼ねること。
- (8) 本法人関連団体の職を兼ねること。
- (9) 教育、学術、文化、スポーツ等の振興を図ることを目的とする特殊法人、公益法人その他学会等の各種委員会等の業務のうち、著しく公益性が高いと認められる職を兼ねること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に認めた法人の職以外の職を兼ね、又は職務以外の事業若しくは業務に従事すること。

(営利企業の役員兼業)

第3条 営利企業の役員兼業は、原則として許可しない。ただし、次に掲げる役員兼業については、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 技術移転事業者の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員等（以下「役員等」という。）を兼ねる場合（以下「技術移転兼業」という。）
- (2) 研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合（以下「研究成果活用兼業」という。）
- (3) 株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役を兼ねる場合（以下「監査役兼業」という。）

(技術移転兼業)

第4条 この規程において「技術移転事業者」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であって、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業（大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画に係るものに限る。）を実施するものをいう。

2 理事長の許可を受けて技術移転兼業を行う教職員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 技術移転事業者の名称
- (3) 技術移転事業者の役員等としての職務内容
- (4) 技術移転事業者の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 技術移転事業者から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

3 理事長は、技術移転兼業の終了した日から2年間は、当該技術移転兼業に従事した教職員を、当該技術移転事業者との間に、物品購入等契約関係その他特別な利害関係等（以下「特別な利害関係等」という。）がある業務に従事させてはならない。

（研究成果活用兼業）

第5条 この規程において「研究成果活用企業」とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、教職員の研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

2 理事長の許可を受けて研究成果活用兼業を行う教職員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 研究成果活用企業の名称
- (3) 研究成果活用企業の役員等としての職務内容
- (4) 研究成果活用企業の役員等としての職務に従事した日時等
- (5) 研究成果活用企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

3 理事長は、研究成果活用兼業の終了した日から2年間は、当該研究成果活用兼業に従事した教職員を、当該研究成果活用企業との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

（監査役兼業）

第6条 理事長の許可を受けて監査役兼業を行う教職員は、兼業の状況について、次の各号に掲げる事項を1年ごとに理事長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 株式会社等の名称
- (3) 株式会社等の監査役としての職務に従事した日時等
- (4) 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

2 理事長は、監査役兼業の終了した日から2年間は、当該監査役兼業に従事した教職員を、当該株式会社等との間に特別な利害関係等がある業務に従事させてはならない。

（自営の兼業）

第7条 自営の兼業は、当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものである場合を除き、これを許可しない。ただし、教職員が農業等の事業又は不動産若しくは駐車場の賃貸事業を営む場合はこの限りでない。

（営利企業の兼業）

第8条 営利企業の兼業は、当該教職員の職務に密接な関連があり、法人の公共的・社会的役割を全うする上で必要と認められる職を兼ねる場合又は事業若しくは業務に従事する場合で、次に掲げる兼業を除き、これを許可しない。

- (1) 公的な要素が強く、事業内容が営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- (2) 法人以外の機関が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で、従業員教育又

は社会教育の一環として考えられる場合

- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び研究開発をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）を行う場合
- (5) 公益性が強く、法令（条例を含む。）等で学識研究者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- (9) その他理事長が必要と認める場合

（医療協力に関する兼業）

第9条 理事長は、医療機関等からの要請に基づき、本務に支障をきたさない範囲において、必要な教員の派遣その他の協力を行うことができる。

- 2 教員の派遣その他の協用に要する費用は、協力を要請した医療機関等の負担とする。
- 3 医療協力の手続については、別に定める。

（その他の兼業）

第10条 教職員は、前条に定めるもののほか、本務に支障のない場合には、理事長の許可を受けて、第2条第4号から第10号に掲げる兼業を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 教職員の職務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 教職員の職と兼業先との間に特別な利害関係があり、又は生じるおそれがあるとき。
- (3) 法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがあるとき。
- (4) 兼業の内容が公序良俗に反する等社会通念に照らして適切なものと認められないとき。
- (5) 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開校されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行うとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教職員の職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じるおそれがあるとき。

（兼業の手続）

第11条 教職員が兼業を行う場合は、兼業許可申請書（別記第1号様式）により、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

（許可期間）

第12条 兼業の許可期間は、1年以内とする。ただし、法令等により任期の定めがある場合は、当該任期を限度として許可することができる。

- 2 前項の許可期間は、更新することができる。

（短期間の兼業）

第13条 第2条に規定する兼業（同条第1項第2号の自営の兼業を除く。）を勤務時間外に行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときには、第11条の規定にかかわらず、教職員が短期間兼業届出書（別記第2号様式）を事前に届け出ることにより、理事長の許可を受けたものとみなす。ただし、職務の遂行に支障を生ずる等必要な場合には、理事長は、兼業に従事させず又は兼業に従事する日時等の変更を求めることができるものとする。

- (1) 1日限りの兼業である場合
 - (2) その他理事長が別に定める場合
- 2 前項の日数の算定は、従事する日の連続又は断続にかかわらず、あらかじめ従事する日が特定され、当該業務の内容に継続性が認められる場合は、従事する日のすべてを合算するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、長時間継続する任期の定めのある職を兼ねる場合には、第11条に規定する理事長の許可を受けなければならない。

(勤務時間の取り扱い)

第14条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外（勤務時間の割振り変更により勤務時間外となる場合を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、勤務時間を割いて兼業に従事することができるものとする。

3 前項の規定により勤務時間を割いて兼業に従事した時間については、給与を減額することができる。

(内容変更、取消し等)

第15条 教職員は、許可を受けた兼業の内容に変更があった場合は、兼業許可申請書（別記第1号様式）により、再度許可を受けなければならない。

2 教職員は、兼業の許可を受けた期間の途中に、許可を受けるべき理由が消滅したときは、兼業取消届出書（別記第3号様式）により、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

3 理事長は、許可した兼業について、定められた許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、その兼業の許可を取り消すものとする。

4 理事長は、必要に応じて、許可を与えた教職員に兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(法人の免責)

第16条 兼業による事故及び災害については、法人はその責任を負わない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、既に許可を受けている兼業については、施行日以降この規程による新たな許可を要しないものとする。

附 則（規程第10－1号）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程に定めるもののほか、平成25年3月31日において京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号。）第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定又は職員が他の団体等の役員、委員等の職を兼ねる場合の取扱要綱（昭和51年4月16日付1人第152号企画管理部長通知）に基づき既に許可又は承認を受けている兼業又は兼職については、この規程の定めるところにより行われたものとみなす。

別記第1号様式（第11条、第15条関係）

兼業許可申請書

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所 属
職 名
氏 名

京都府公立大学法人教職員兼業規程第11条又は第15条第1項の規定により、下記のとおり許可してください。

1 従事しようとする業務の属する団体等について

名 称	
所 在 地	
電 話 番 号	
事業形態の種別	
事業内容	

2 従事しようとする業務について

職 名	
従 事 時 間	本務の勤務時間と重なる場合、その時間（ ）
予 定 期 間	
報酬の有無(その額)	
従 事 の 様 態	
従事内容と責任程度	

3 兼業を必要とする理由（本務の勤務時間に従事する場合は、その理由）

4 兼業が本務遂行に与える影響

5 その他参考事項

- 備考 I 1の事業形態の種別については、例えば「社団法人」「財団法人」「学校法人」等の様設立形式の種別に記載すること。
- II 1の事業内容については、事業団体、教育研究機関等の業務内容を具体的に記載すること。
- III 2の従事時間については、1日の勤務時間又は1週間における延べ勤務時間及び1週間又は1月の総出勤日数を記載すること。
- IV 2の予定期間については、従事期間の始期及び終期を記載すること。終期の不確定なものは、その旨を記載すること。
- V 2の報酬の有無については、報酬を受ける場合には、月収総額及び給与等の支給方法（例えば1時間につき何円、1日につき何円等）を記載すること。
なお、報酬が毎月定額でない場合は、年収総額の平均月額を記載すること。報酬のない場合には無と記載し、教育研究等のため経費を受ける場合はその旨を記載すること。
- VI 2の勤務の態様については、常勤、非常勤及び臨時の別を具体的に記載すること。
- VII 依頼文書を受けて、兼業に従事する場合は、その文書の写しを添付すること。
- VIII 承認を受けた期間の中途において、申請書記載の内容に変更を生じ、新たに承認申請の手続きをする場合は、すでに承認を受けた事項を朱書きするなど変更事項を対照すること。
- IX 記載にあたっては、すべて詳細、かつ、具体的でなければならない。

別記第2号様式（第13条関係）

短期間兼業届出書

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所 属
職 名
氏 名

京都府公立大学法人教職員兼業規程第13条第1項の規定により、お届けします。

1 従事しようとする業務について	
団 体 名	
従 事 内 容	
従 事 時 間	
予 定 期 間	
2 その他参考事項	

備考 I 1の従事時間については、1日の勤務時間又は1週間における延べ勤務時間及び1週間又は1月の総出勤日数を記載すること。

II 1の予定期間については、従事期間の始期及び終期を記載すること。終期の不確定なものは、その旨を記載すること。

III 依頼文書を受けて、兼業に従事する場合は、その文書の写しを添付すること。

別記第3号様式（第15条関係）

兼業取消届出書

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所 属
職 名
氏 名

京都府公立大学法人教職員兼業規程第15条第2項の規定により、お届けします。

1 従事していた業務について	
団 体 名	
従 事 内 容	
許 可 年 月 日	
許可された予定期間	
2 取消の理由	
3 その他参考事項	

(備考) 文書を受けて、兼業を取り消す場合は、その文書の写しを添付すること。